

地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引

平成 2 8 年 1 2 月
法務省入国管理局

目次

1	はじめに	1
2	対象となるインターンシップの内容等	1
3	本件取扱いの要件	2
4	在留資格に係る手続	4
5	留意事項	5
6	家族の在留に係る手続	5
7	地方入国管理局・支局連絡先	7

1 はじめに

(1) 地方公共団体が行う就職支援事業に参加する既卒留学生に対する取扱いの概要

従前、本邦の大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動（以下「継続就職活動」といいます。）を行う場合は、在留資格「特定活動」により卒業後最長1年間の滞在を認めていたところ、内閣府による国家戦略特別区域に係る提案募集プロセスにおける地方公共団体の要望等を踏まえ、継続就職活動大学生等（注）で、地方公共団体が実施する後記3の要件を満たす就職支援事業（以下「適合就職支援事業」といいます。）の対象として、大学等卒業後2年目もインターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合は、更に最長1年間の滞在を可能とすることとし、「特定活動」（6月）への在留資格変更（指定活動の変更）を許可の上、1回の在留期間更新を認めるものです。

（注）継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留する、本邦の学校教育法上の大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校を卒業した外国人及び大学院の課程を修了した外国人を「継続就職活動大学生」、専修学校専門課程において専門士の称号を取得し、同課程を修了した外国人を「継続就職活動専門学校生」といい、あわせて「継続就職活動大学生等」といいます。

(2) 本手引の目的

本手引は、地方公共団体が適合就職支援事業を実施するに当たって必要となる手続等について、その内容を具体的に示すことにより、当該手続が適切かつ円滑に実施されることを目的とするものです。

2 対象となるインターンシップの内容等

(1) 本件取扱いの目的

大学等卒業後2年目となる適合就職支援事業の対象者に対し、一定の要件の下で滞在を認める本件取扱いの目的は、当該対象者が本邦で就職し、「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格への変更の許可を受け、継続して本邦において就労できるようにすることにあります。

(2) インターンシップの内容

したがって、インターンシップの内容は、将来の就職に結び付くよう、対象者が将来行う業務を見据えて、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に該当する業務を行う計画を設定する必要がある、将来の就職に結び付かないような、単なる労働力として単純的な業務に従事するといった内容は認められません。また後記（3）のとおり、本邦の専門学校を卒業した者については、インターンシップで行う業務と、専門学校における専攻に関連性が認められるものである必要があります。地方公共団体は、この点に注意してインターンシップの受入れ企業を選定する必要があります。

(3) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について

留学生が本邦の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請を行う場合、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更を許可されることが大半です。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」が該当する業務は、出入国管理及び難民認定法上、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」と規定されています。

「自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」とは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であることを示すものであり、自然科学又は人文科学の分野に属する知識がなければできない業務であることを意味します。

また、従事しようとする業務と大学等又は専門学校において選考した科目との間に関連性があることが必要です。この点、大学卒業者については、学校教育法に定める大学の設置目的（学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする）から考えて、大学で幅広い専門知識を修得することが想定されていますので、専門的知識・技術を活用する業務に従事する場合、その業務は原則として、大学で専攻した科目と関連性があると考えて差し支えありません。一方、専門学校卒業者については、学校教育法に定める専門学校の設置目的（職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする）から考えて、専門学校で特定の専門分野の職業能力を修得することが想定されていますので、専門的知識・技術を活用する業務に従事するためには、その業務は原則として、専門学校での専攻と関連性が認められる必要があります。

なお、在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、法務省ホームページ（「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html）」、「ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00070.html）」等）を参考にしてください。

3 本件取扱いの要件

入国管理局が定める就職支援事業の要件及び当該要件への適合性を確認するに当たってのポイントは以下のとおりです。

(1) 就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、事業の適切な実施のため、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。

「就職支援事業を適切に運営・監督する」とは、地方公共団体が、実施している事業の運営状況を適切に把握し、問題等が生じた場合は直ちに改善する体制を整えていることを指します。したがって、地方公共団体が直接行う就職支援事業はもちろんのこと、特に地方公共団体の目が届きにくいインターンシップ事業については、地方公共団体が受入れ先を定期的に巡回したり、受入れ先から定期的に報告書を求

めるなどして、前記の体制を確保することが求められます。

なお、就職支援事業の運営を外部団体に委託等する場合は、前記の体制を間接的に確保するため、外部団体から定期的に報告を受け、監督権限を適切に行使することが可能な体制を確保する必要があります。

(2) 就職支援事業が実施される期間が6か月以上であること。

対象者には、後記4(2)のとおり「6月」の在留期間が決定されることとなりますので、就職支援事業が実施される期間も6か月以上である必要があります。

(3) 地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。

インターンシップの日程にかかわらず、地方公共団体は、就職支援事業を実施する全期間にわたって、相談窓口の設置など、対象者からの各種相談に応じられる体制を整えている必要があります。

(4) 地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定するものであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。

就職支援事業の対象者を選定する際は、対象者の資質や志望動機の真摯さ等を判断するため、書類審査及び面接等を行っていただく必要があります。また、選定する数は地方公共団体が管理可能な数である必要があります。

(5) 地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。

前記2のとおり、インターンシップの内容は、将来の就職に結びつくよう、対象者が将来行う業務を見据えて、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に該当する業務を行う計画を設定する必要があります。

したがって、地方公共団体は、インターンシップ受入れ企業が専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認している必要があります。

(6) インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであること。

対象となるインターンシップの内容等については、前記2のとおり、「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当する活動であることが要件となっていますので、具体的な活動内容について、対象者証明書に記載していただく必要があります。

なお、対象者証明書を作成する時点でインターンシップの受入れ企業が未定の場合には、受入れ予定の企業の業種、当該企業において行おうとする活動内容を記載してください。

(7) 地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。

地方公共団体は、対象者の就職活動が円滑かつ確実に実施されるよう、対象者か

ら実習記録や報告書等を定期的に求めるなどして、対象者の就職活動状況を確認する必要があります。

(8) 地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。

対象者が就職支援事業への参加が困難になった場合や、在留期間の更新等が認められない場合には、本国に帰国することになります。地方公共団体は、その場合に備えて、当該対象者の帰国が確保されるよう適切な措置を講じる必要があります。

適切な措置とは、例えば、以下のようなものが考えられます。

ア 帰国旅費（本国までの片道航空券相当分）を確保しておくことについて、選考の際に候補者に注意喚起し、必要に応じて預貯金の通帳の写し等の提出を求めて確認すること。

イ 就職支援事業への参加が困難になった場合には、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう対象者を指導すること。

4 在留資格に係る手続

(1) 対象者証明書及びインターンシップ等実績報告書の発行

適合就職支援事業の対象者を選定した後、地方公共団体には、対象者に、対象者が当該事業の対象者であること等を記載した証明書（様式1，以下「対象者証明書」といいます。）を発行していただくこととなります。その対象者証明書をもって対象者は後記（2）の在留資格の変更手続を行うこととなります。対象者証明書の有効期間は交付の日から3月としますので、対象者証明書には、有効期間を明記するようにしてください。

また、後記（3）の在留期間の更新手続においては、新たな対象者証明書とともに、対象者のインターンシップ等の実績を記載した報告書（様式2，以下「インターンシップ等実績報告書」といいます。）を発行していただくこととなります。

(2) 在留資格の変更手続

地方公共団体から対象者証明書の交付を受けた継続就職活動大学生等は、以下の資料を地方入国管理局・支局・出張所（以下「地方入国管理局等」といいます。）に提出して、在留資格変更許可申請（指定活動の変更）を行うこととなります。この場合に決定される在留資格は適合就職支援事業に参加して行う就職活動を指定活動とする「特定活動」、在留期間は「6月」となります。

ア 在留資格変更許可申請書（「16 上記以外の在留資格・入国目的」に係る申請書を使用（<http://www.moj.go.jp/content/000103511.pdf>）。所属機関等作成用の申請書の提出は不要です。）

イ 対象者証明書（地方公共団体が発行するもの）

ウ 継続就職活動大学生にあつては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書、継続就職活動専門学校生にあつては直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書、当該専修学校の卒業証書（写

- シ) 又は卒業証明書及び成績証明書
- エ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料
- オ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

(3) 在留期間の更新手続

前記(2)による在留資格変更後6月を超えて本邦に在留し、引き続き適合就職支援事業に参加して就職活動を行おうとする場合には、以下の資料を地方入国管理局等に提出して、在留期間更新許可申請を行うこととなります。この場合の在留期間は、大学等を卒業後2年を超えない範囲内で、月単位で決定されます。

- ア 在留期間更新許可申請書(「16 上記以外の在留資格・入国目的」に係る申請書を使用(<http://www.moj.go.jp/content/000103544.pdf>)。所属機関等作成用の申請書の提出は不要です。)
- イ 対象者証明書(地方公共団体が発行するもの)
- ウ インターンシップ等実績報告書(地方公共団体が発行するもの)
- エ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

(4) 資格外活動許可

申請人が就職支援事業に参加する間の必要経費等を補う目的のアルバイト活動のため、資格外活動許可を申請する場合は、1週に28時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として、企業等の名称、所在地及び業務内容等が指定されない包括的な資格外活動が許可されます。

5 留意事項

対象者証明書が発行されている場合であっても、前記3の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めることがあります。また、在留期間更新許可申請時に提出されるインターンシップ等実績報告書において、適合就職支援事業の対象者として行う活動の実績が認められない場合は、在留期間の更新が認められない場合があります。

6 家族の在留に係る手続

(1) 在留資格の変更手続

継続就職活動大学生等の家族が「特定活動」の在留資格で在留している場合で、当該継続就職活動大学生等が適合就職支援事業の対象者として選定されたことを理由に、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望する場合は、以下の資料を地方入国管理局等に提出して、在留資格変更許可申請(指定活動の変更)を行うこととなります。この場合に決定される在留資格は、扶養者である適合就職支援

事業に参加して就職活動を行おうとする者の扶養を受ける者としての活動を指定活動とする「特定活動」、在留期間は「6月」となります。

ア 在留資格変更許可申請書（「12【家族滞在】・【特定活動（研究活動等家族）】・【特定活動（EPA家族）】」に係る申請書を使用（<http://www.moj.go.jp/content/000103505.pdf>））

イ 次のいずれかで、申請人と扶養者との身分関係を証する文書

- （ア）戸籍謄本
- （イ）婚姻届受理証明書
- （ウ）結婚証明書（写し）
- （エ）出生証明書（写し）
- （オ）前記（ア）～（エ）に準ずる文書

ウ 扶養者のパスポート及び在留カードの写し

エ 次のいずれかで、扶養者の収入を証する文書

- （ア）扶養者名義の預金残高証明書
- （イ）前記（ア）に準ずるもので、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの

（2）在留期間の更新手続

前記（1）による在留資格変更後6月を超えて本邦に在留し、引き続き適合就職支援事業に参加して就職活動を行おうとする者の家族として本邦での在留を希望する場合は、以下の資料を地方入国管理局等に提出して、在留期間更新許可申請を行うこととなります。この場合の在留期間は、扶養者である適合就職支援事業に参加して就職活動を行おうとする者の在留期間に応じて、月単位で決定されます。

ア 在留期間更新許可申請書（「12【家族滞在】・【特定活動（研究活動等家族）】・【特定活動（EPA家族）】」に係る申請書を使用（<http://www.moj.go.jp/content/000103540.pdf>））

イ 次のいずれかで、申請人と扶養者との身分関係を証する文書

- （ア）戸籍謄本
- （イ）婚姻届受理証明書
- （ウ）結婚証明書（写し）
- （エ）出生証明書（写し）
- （オ）前記（ア）～（エ）に準ずる文書

ウ 扶養者のパスポート及び在留カードの写し

エ 次のいずれかで、扶養者の収入を証する文書

- （ア）扶養者名義の預金残高証明書
- （イ）前記（ア）に準ずるもので、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの

（3）資格外活動許可

前記4（4）と同様の取扱いとなります。

7 地方入国管理局・支局連絡先

手続の詳細については、地方公共団体の所在地を管轄する以下の地方入国管理局・支局にご相談ください。

- 札幌入国管理局審査部門
管 轄：北海道
電話番号：011-261-9658
- 仙台入国管理局審査部門
管 轄：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
電話番号：022-256-6073
- 東京入国管理局就労審査部門
管 轄：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，新潟県，山梨
県，長野県
電話番号：03-5796-7252
- 東京入国管理局横浜支局就労・永住審査部門
管 轄：神奈川県
電話番号：045-769-1721
- 名古屋入国管理局就労審査部門
管 轄：富山県，石川県，福井県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
電話番号：052-559-2114
- 大阪入国管理局就労・永住審査部門（就労担当）
管 轄：滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県
電話番号：06-4703-2195
- 大阪入国管理局神戸支局審査部門
管 轄：兵庫県
電話番号：078-391-6378
- 広島入国管理局入国・在留審査部門
管 轄：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
電話番号：082-221-4412
- 高松入国管理局審査部門
管 轄：徳島県，香川県，愛媛県，高知県
電話番号：087-822-5851
- 福岡入国管理局入国・在留審査部門
管 轄：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖
縄県
電話番号：092-717-5422
- 福岡入国管理局那覇支局審査部門
管 轄：沖縄県
電話番号：098-832-4186

添付物

様式1 (対象者証明書様式)

1部

様式2 (インターンシップ等実績報告書様式)

1部